

I 問題行動への対応について

1 問題行動に対する日常の取組

児童生徒の問題行動への対応は、起こった問題の処理だけに努めればよいものではありません。日常の生徒指導の在り方や学校の指導体制を絶えず見直し、きめ細かな生徒指導が行える組織づくりを進めることが大切です。

このマニュアルは、問題行動に対する初期対応マニュアルです。学校において、学校の実情や児童生徒の状況を考慮し、以下のような段階を踏まえたマニュアルを作成することが重要です。

(1) 問題行動の未然防止に向けた取組

- ・ 日ごろから児童生徒との関係づくりに努める。
- ・ あいさつ運動、遅刻防止運動等の基本的な生活習慣を身につける取組を推進する。
- ・ 安全教室や防犯教室等を積極的に開催する。

(2) 情報を早く入手する取組

- ・ 児童生徒が相談しやすい窓口づくりや雰囲気づくりに努める。
- ・ 欠席、遅刻や早退時の家庭連絡を確実に行う。
- ・ 日ごろから関係機関を訪問し、関係づくりに努める。
- ・ 学校開放期間を設けるなどし、地域との関係づくりを進める。

(3) 問題行動が発生した場合の対応

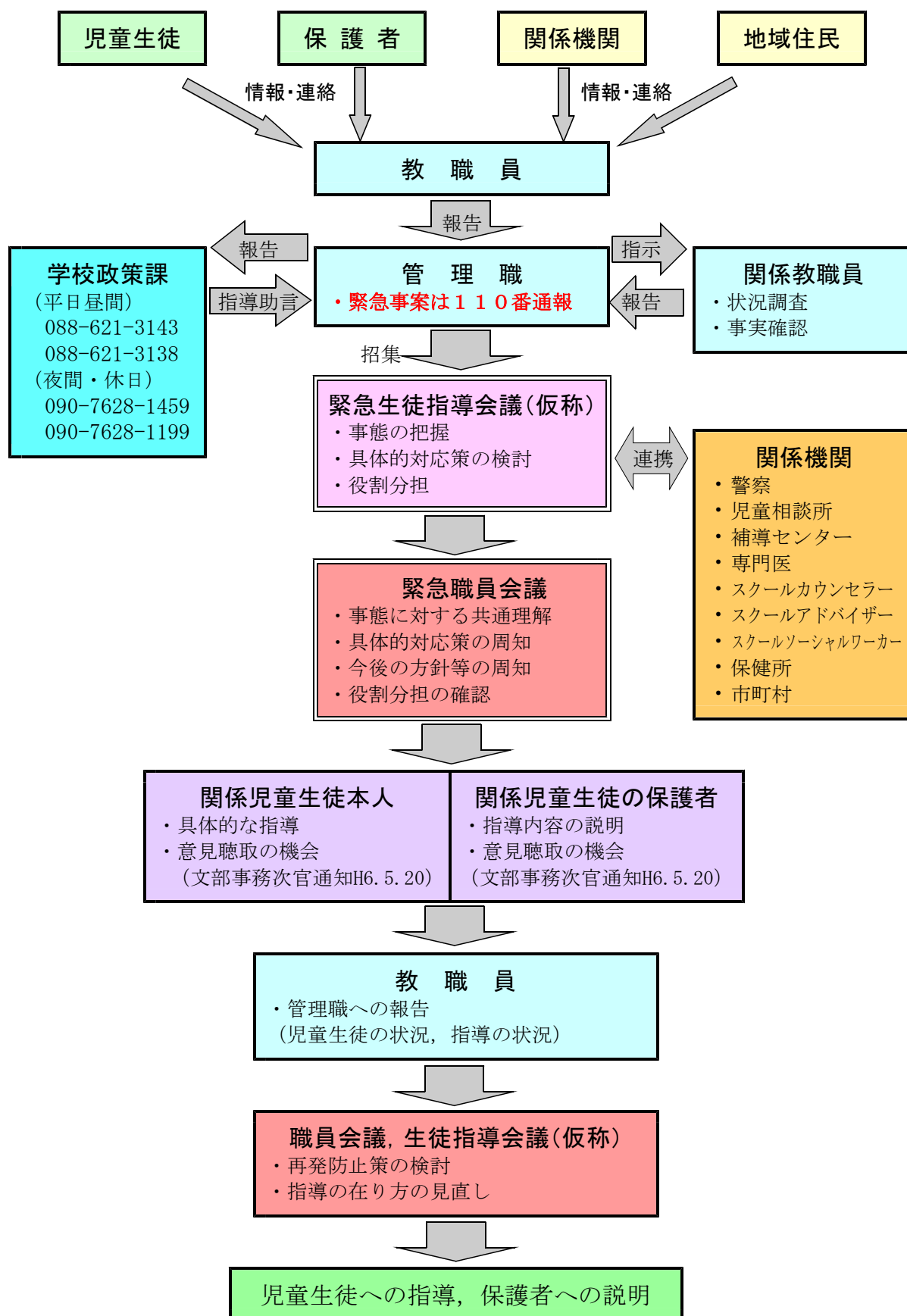
- ・ 管理職のリーダーシップのもと、全職員で対応に当たる。
- ・ 個人で判断して解決を図らず、管理職への報告・連絡を確実にを行い、組織として対応する。
- ・ 初期対応を素早く行う。
- ・ 学校だけでは解決が難しい問題行動には、積極的に関係機関と連携し解決を図る。
- ・ 必要に応じ、PTA役員会や保護者会等を実施する。
- ・ 必要な場合は、懲戒（学校教育法施行規則13条）や出席停止（学校教育法26条）を行う。

(4) 再発防止に向けた取組

- ・ 問題行動への対応を評価する。
- ・ 対応の不十分だった点について改善する。
- ・ 再発防止に向けた具体的方策を立てる。

生徒指導の「さしすせそ」
さ 最悪の事態を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意を持って
そ 組織を挙げて対応する

2 対応の流れ（例）



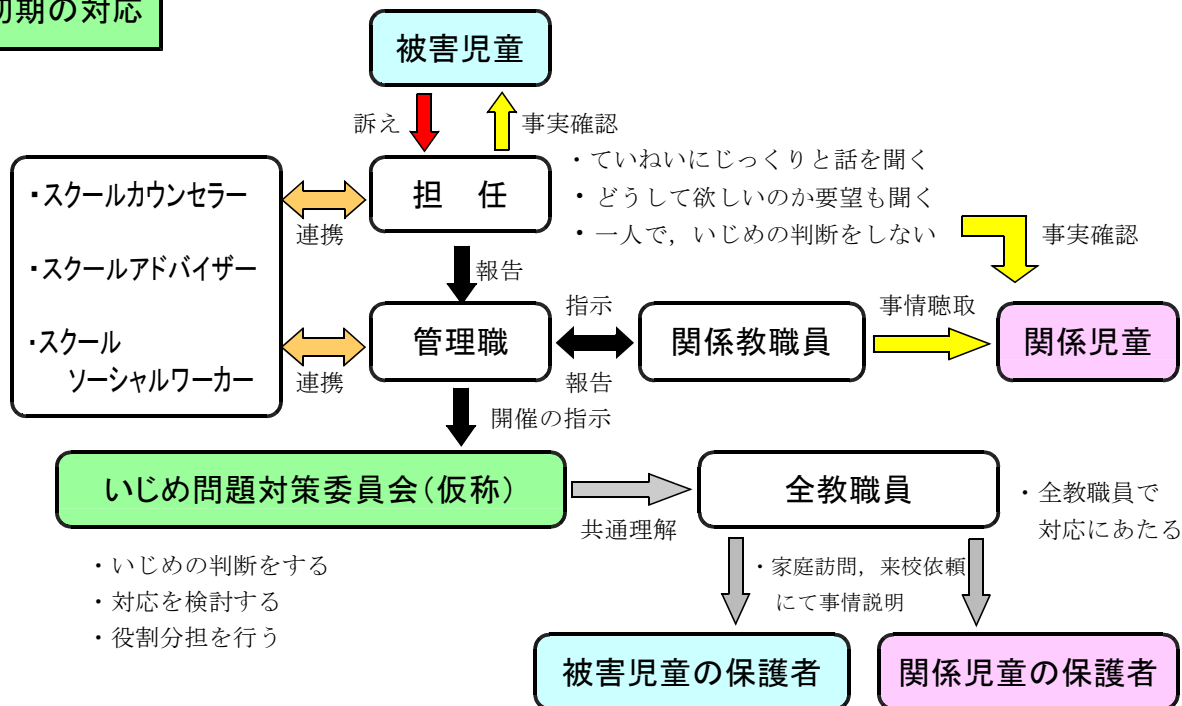
Ⅱ 具体的事例に基づく初期対応例

1 いじめ

【 具体的事例 】

担任をしている4年生の児童が、同じクラスの4人の児童に無視をされ、悪口を言われていると訴えてきた。

初期の対応



初期の対応の留意事項

*「いじめをなくすために」(平成19年3月発行)を参考にすること

○ いじめを訴えてきた児童への対応

- ・どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉がでるまでじっくり待つ。
- ・本人の要望(どうしたいのか、どうして欲しいのか)を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。

○ いじめたと訴えられた関係児童への対応

- ・いじめと決めつけて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実を正確に把握する。
- ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係の突き合わせを行いながら全体像をつかむ。

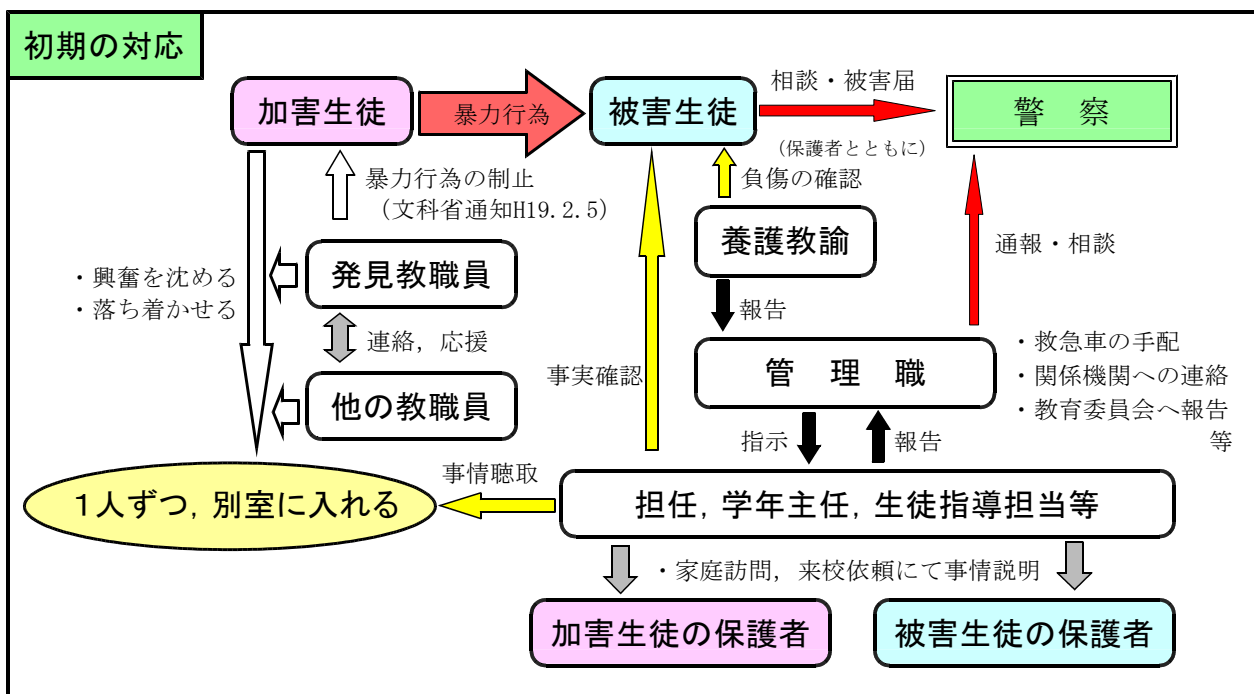
○ いじめ問題対策委員会(仮称)

- ・事実関係から、いじめの実態について判断をする。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)

2 生徒間暴力

【 具体的事例 】

1年生の生徒3人が、休み時間に、同級生のAをトイレに呼び出し、日ごろの態度が気に入らないと因縁をつけ、一方的にAに対し暴行を加えた。巡回中の教員が現場を発見し、止めに入った。



初期の対応の留意事項

- 被害生徒への対応
 - ・ 被害生徒の安全確保を最優先する。
 - ・ スクールカウンセラーや専門医等による心のケアを図る手段を講じる。
 - ・ 負傷の状況や精神状態等を考慮し、負担がかからない配慮のもとで、本人から状況を聞く。
- 加害生徒への対応
 - ・ 落ち着かせた状態で、複数の教員により話を十分聞き、事実確認を行う。
 - ・ 暴力行為は絶対に許されない行為であることを理解させ、原因の解明に努める。
 - ・ 事实现在を、記録用紙に書かせ、自己反省をさせる。
- 被害生徒の保護者への対応
 - ・ 来校を依頼するか家庭訪問をし、顔を合わせて事情説明をする。
(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・ 事実のみを明確に伝え、保護者からの要望や意見を聞く。(謝罪や被害届等)
- 加害生徒の保護者への対応
 - ・ 来校を依頼するか家庭訪問をし、顔を合わせて事情説明をする。
(複数対応、電話では済ませない。)
 - ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
 - ・ 被害者への謝罪を働きかける。
- その他
 - ・ 事故発見の際には、関係のない生徒を、事故現場から遠ざける。
 - ・ 暴力行為を見ていた生徒からも、必要に応じて事情を聞く。